

商 務 文 書 認 証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文 書 種 類 ～

公文書	<p>管轄内の政府機関[官公署・教育機関等]にて発行/認証された文書</p> <p>例.会社登記簿謄本・印鑑証明書・戸籍謄本・居住者証明書・納税証明書</p> <p>営業/製造業許可証・医療器具製造承認書・卒業証書等</p>
	<p>注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～)</p> <p>注2)原本の認証…事前公証不要</p> <p>注3)コピーへの認証…要原本提示(事前公証を受けた場合も同様)</p> <p>注4)複数頁…頁番号等がない場合は、要割印</p> <p>注5)戸籍謄本/卒業証書の認証…要本人のパスポートコピー</p> <p>注6)公文書と私文書をひとまとめにした事前公証は不可</p>
私文書	<p>管轄内を所在地とする企業(当事者居住地)にて作成された文書</p> <p>日本全国における商工会議所・財団法人・検定協会等にて発行された前出企業の文書</p> <p>例.委任状/授權書・宣誓書・議事録・定款・販売証明書・契約書</p> <p>成分表・受益者証明・在職/社内経歴証明書・本文に対する訳文等</p>
	<p>注1)代表者が来処しない場合は、要事前公証</p> <p>注2)契約書等…署名者による事前公証必須</p> <p>注3)商工会議所・財団法人・検定協会関連…要事前公証(2021/01/01～)</p> <p>注4)弁護士/会計士/行政書士名義の文書等…名義者本人による事前公証必須</p> <p>注5)事前公証…本処管轄内の公証役場に限り 公証役場一覧</p> <p>注6)各文書に分けて個別で公証を受けること</p> <p>注7)在職/経歴証明書…要本人のパスポートコピー</p> <p>注8)訳文…本文と要同時認証且つ要事前公証(「○の翻訳文」等の表題を要明記)</p> <p style="margin-left: 20px;">a.本文が公文書—本文は本処にて直接認証が必要な為、 公文書コピーと併せて訳文に公証を受けること</p> <p style="margin-left: 20px;">b.本文が私文書—本文と併せ、ひとまとめで公証を受けること</p> <p>注9)統一證號の変更や居留證の延長手続き等に関する委任状/授權書は 本人の直筆署名確認の為、個人文書認証</p> <p>注10)代表者のパスポート認証は、個人の身分証明書認証の規定通り 本人が事前公証を受ければ、身分証明書認証として申請可能</p>

～必 要 書 類(公文書)～

◆法人代表申請

1	申請表	
2	認証文書の原本	※台湾提出先が問わないのであれば3ヶ月以内の発行に限らない
3	認証文書の全頁コピー	※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書	※直近3ヶ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出	※直近3ヶ月以内発行
6	代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー *運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー	
費用	現金 2,300円 / 1部	※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表	
2	認証文書の原本	※台湾提出先が問わないのであれば3ヶ月以内の発行に限らない
3	認証文書の全頁コピー	※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書	※直近3ヶ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出	※直近3ヶ月以内発行
6	代理委任状原本 —事前公証不要 —印鑑証明書上の印鑑を要押印 —認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 署名者不同	
7	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー *運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー	
費用	現金 2,300円 / 1部	※受理後のキャンセルは不可

* 製造業許可証の認証に関する注意事項について

- 輸出元の企業が製造元に代わって認証する場合、
下記文書のコピーをひとまとめにした上で、事前公証を受けてください。
又、公証済みコピーの変更届にある該当製造元企業名に付箋で印をつけてください。
- ・医薬品製造販売承認事項軽微変更届
 - ・医薬品製造販売承認申請書
 - ・製造業許可証

～必 要 書 類(私文書)～

◆法人代表申請(会計士/弁護士本人を含む)

1	申請表
2	認証文書の原本(又は公証済みの認証文書)
3	認証文書(又は公証済みの認証文書)の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書 ※直近3ヶ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ヶ月以内発行 ー台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の会社登記表を要提出 ー弁護士/会計士/行政書士の場合…各資格会員登録証明書
6	代表者(弁護士/会計士/行政書士)の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
要署名文書	領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出

※代表者が来処する場合は、事前にお問い合わせください。

◆代理申請

1	申請表
2	公証済みの認証文書原本
3	公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書 ※直近3ヶ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ヶ月以内発行 ー台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の会社登記表を要提出 ー弁護士/会計士/行政書士の場合 ①各資格会員登録証明書 ②弁護士/会計士/行政書士の顔写真付公的身分証明書 (パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー
6	代理委任状原本 ー事前公証不要 ー印鑑証明書上の印鑑を要押印 ー認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 署名者不同 ー事前公証の代理公証者名を要明記 代理公証済
7	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

～ 必要書類 ～

◆郵送申請(公文書のみ可)

1	申請表	
2	認証文書の原本	※台湾提出先が問わないのであれば3ヶ月以内の発行に限らない
3	認証文書的全頁コピー	※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書	※直近3ヶ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出	※直近3ヶ月以内発行
6 法人代表 申請の場合	代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー	
7 代理 申請の場合	代理委任状原本 —事前公証不要 —印鑑証明書上の印鑑を要押印 —認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 署名者不同	
8 代理 申請の場合	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー	
費用	現金 2,300円 / 1部	※受理後のキャンセルは不可
返送用 封筒	レターパックライト:全項目を記入後、追跡用として事前に 「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと	
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記	
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪經濟文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623	
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管	

